

沖縄県暴力団排除条例が改正されます。

2019年5月1日施行

改正ポイントは2点

- ポイント1** 事業者による利益供与の禁止及び暴力団員が利益供与を受けることの禁止の一部改正
- ポイント2** 暴力団排除特別強化地域の新設



ポイント1 事業者による利益供与の禁止の一部改正

暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することを知って暴力団員等に利益を供与する行為を禁止します。

↓↓↓↓↓↓ 例えば... ↓↓↓↓↓↓

- ホテルが、暴力団組長の襲名披露パーティーに使われることを知って、ホテルの宴会場を貸し出す行為
- 不動産業者が、暴力団事務所として使われることを知った上で、不動産を売却、賃貸する行為
- 飲食店が、暴力団員から組の運営資金になることを知りながら、進んで物品を購入したり、サービスを受けて、その者に料金を支払う行為

等が挙げられます。

※違反した場合は勧告公表等の対象となります。!



ポイント2 暴力団排除特別強化地域の新設

那覇市松山及び沖縄市上地地区の歓楽街を暴力団排除特別強化地域に設定し、当該地域内の風俗営業店等の特定営業者に対し、

- 暴力団員を客に接する業務に従事させること
- 暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
- 用心棒の役務の提供又は営業の容認の対償として利益供与を行うこと

を禁止するとともに、暴力団員にも対向的行為(用心棒代を受け取る等)を禁止し、罰則が科せられます。

罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

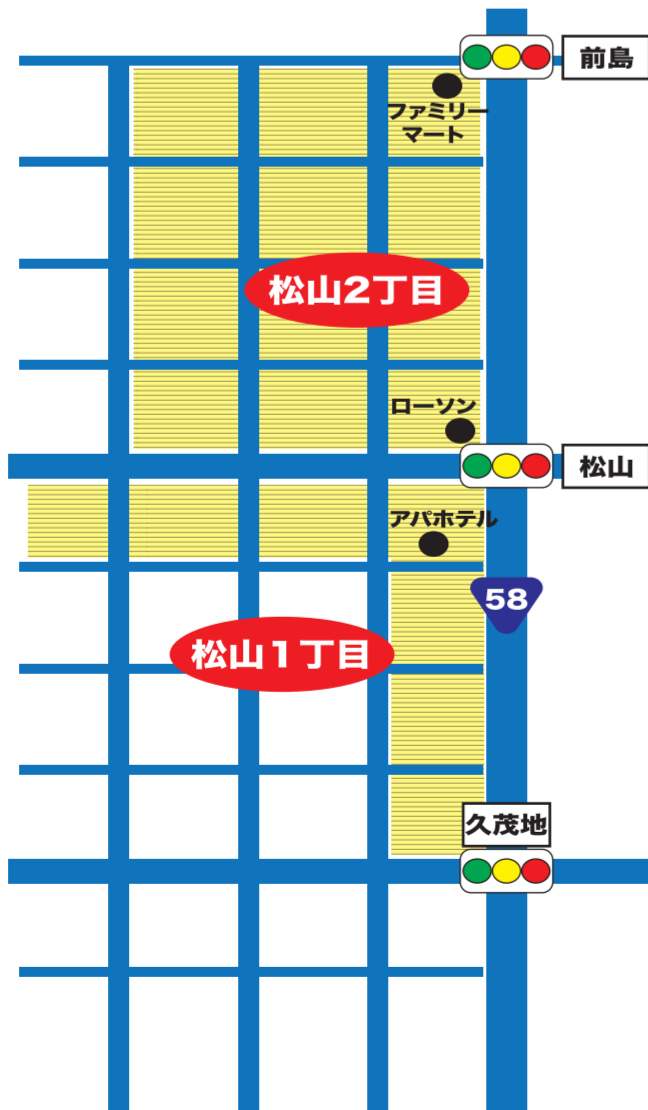
※事業者には自首減免あり!!

・事業者が自首した場合は刑を減輕または免除することができる旨の自首減免を定めています。



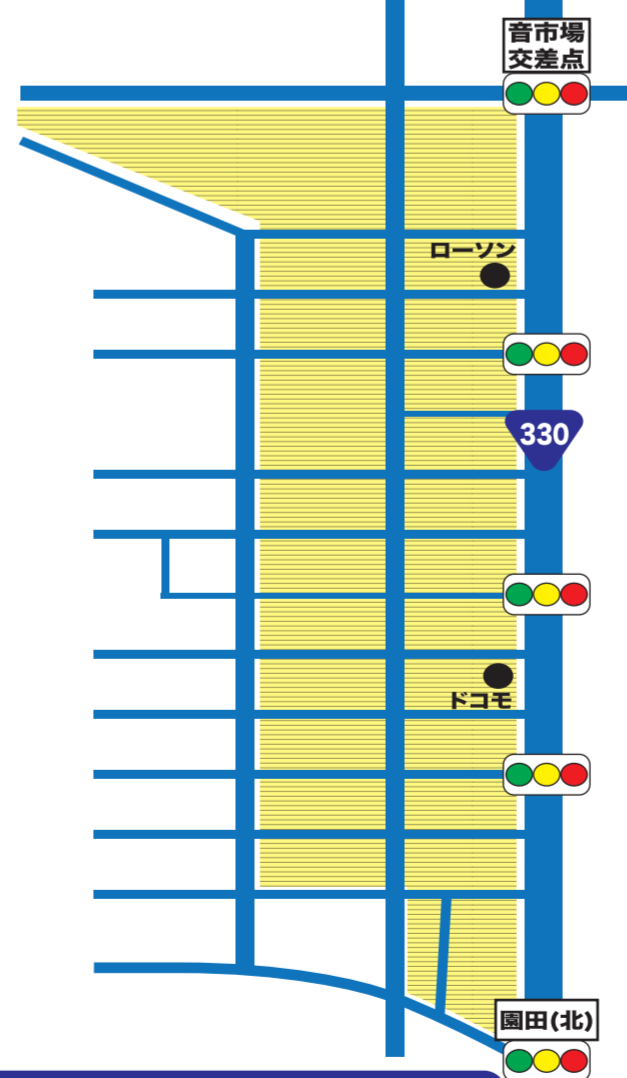
暴力団排除特別強化地域

那覇市松山



●那覇市松山1丁目1番から5番まで、松山1丁目13番及び松山1丁目14番並びに松山2丁目1番から12番まで

沖縄市上地



●沖縄市上地一丁目1番から3番まで及び上地一丁目9番から16番まで並びに上地二丁目1番、上地二丁目2番及び上地二丁目8番から10番まで

特定営業者

特定営業者一覧

名称	種別	風営適正化法		営業形態	風営適正化法における種別・項目の別
		条	項号		
風俗営業(風営法第2条1項)	接待飲食等営業	2	1 1	キャバレー	許可
		2	1 1	料理店	許可
		2	1 1	社交飲食店	許可
		2	1 2	低照度飲食店	許可
	遊技場営業	2	1 3	区画席飲食店	許可
		2	1 4	麻雀店	許可
2		1 4	パチンコ店	許可	
		2	1 5	ゲームセンター	許可
特定遊興飲食店営業		2	11	クラブ等	許可
深夜酒類提供飲食店営業		2	13 4	バー、居酒屋等	届出
性風俗関連特殊営業(風営法第2条5項)	店舗型性風俗特殊営業	2	6 1	ソープランド	届出
		2	6 2	ファッションヘルス	届出
		2	6 3	ストリップ劇場	届出
		2	6 4	モーテル	届出
		2	6 4	ラブホテル	届出
		2	6 5	アダルトショップ	届出
無店舗型性風俗特殊営業		2	6 6	その他政令で定める営業	届出
		2	7 1	デリバリーヘルス	届出
映像通信型性風俗特殊営業		2	7 2	アダルトビデオ通信販売	届出
		2	8	アダルトサイト	届出
店舗型電話異性紹介営業		2	9	テレフォンクラブ	届出
		2	10	ツーショットダイヤル	届出
無店舗型電話異性紹介営業		2	10	コンパニオン派遣業	無
接客業務受託営業		2	13		

条例に関するお問い合わせや御相談は、沖縄県警察本部又は最寄りの警察署までご連絡下さい。

沖縄県警察本部 組織犯罪対策課 (098-862-0110 内線4432・4433)

月～金 午前9時30分から午後6時15分まで(祝日を除く)